

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務

委 託 契 約 書



## 委 託 契 約 書

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

### （委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として、金\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

### （委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和 年 月 日までの間に委託業務を行うものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

### （契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

### （事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算の支出の部の各区分において合計額の20%以内の区分間流用に係る変更については、この限りでない。

### （月次報告）

第9条 乙は、毎月10日までに、次に掲げる事項に関する月次報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

#### （1）業務の実施状況及び入所状況

ア 当月1日現在の入居者及び通所支援対象者の状況

- イ 職員の状況
- ウ 入退去及び通所支援の状況
- エ 業務の実施内容

(2) 前月中にあった入所者及び近隣住民からの苦情、トラブル等とその対応状況

(3) その他甲が必要と認める事項  
(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了確認)

第11条 乙は、委託業務を完了後30日以内に、事業報告書(様式第3号)を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に事業の成果について確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 前条第2項の確認終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しく

は契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

(9) 次条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、前2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責に帰すべき理由により、この契約による業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責に帰する事由によ

り甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第 17 条 乙は、委託業務にかかる経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係資料を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は委託業務の処理上知り得た事項で、相手方の同意がないものを他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙はこの契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 20 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに

応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

様式第1号（第7条関係）

第 号

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を次のとおり提出します。

記

1 業務運営方針

2 業務実施体制

3 業務実施計画

#### 4 収支計画書

##### (1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備 考
県 委 託 料		
そ の 他		
合 計		

##### (2) 支出の部

区 分	金 額 (円)	内 訳	備 考
人 件 費 〔報酬・賃金・共 済費等〕			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備 品 購 入 費			
小 計			
消費税及び地方消費税			
合 計			

注 区分の項目は例示であり、該当のない項目は省略することができる。

#### 5 その他

様式第2号（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 印

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務変更事業計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった標記業務を次のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 変更箇所については、新旧の内容が分かるように対比して記載すること。

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績を次のとおり報告します。

記

- 1 組織体制の状況
- 2 入退所妊産婦等の数
- 3 業務実施状況
- 4 課題分析と自己評価

#### 4 収支決算書

##### (1) 収入の部

区 分	精算額 (円)	予算額 (円)	比較増減 (円)		備 考
			増	減	
県委託料					
そ の 他					
合 計					

##### (2) 支出の部

区 分	精算額 (円)	予算額 (円)	比較増減 (円)		備 考
			増	減	
小 計					
消費税及び地方消費税					
合 計					

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務委託料精算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳

委 託 料 金	円也
前金払受領済額 金	円也
今 回 請 求 額 金	円也

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運営業務委託料前金払請求書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
法人名  
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務に係る委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

	一金	円也
内 訳	委 託 料 金	円也
	前金払受領済額 金	円也
	今 回 請 求 額 金	円也
	残 額 金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。